

認知症者の鉄道事故に関する声明

平成 26 年 4 月 10 日

(五十音順)

日本神経学会

日本神経治療学会

日本認知症学会

日本老年医学会

日本老年精神医学会

認知症の男性の鉄道事故について

2007 年 12 月に愛知県大府市の要介護度 4、認知症高齢者日常生活自立度Ⅳ (SankeiBiz 2013 年 11 月 10 日) の認知症の男性 (91 歳) が東海道線の線路内に立ち入り電車にはねられ死亡したのは遺族が見守りを怠ったからだとして、電車の遅延の賠償金約 720 万円を遺族から JR 東海に支払うように命じた判決が名古屋地裁であった (2013 年 8 月 29 日東京新聞)。さらに、2012 年度までの 8 年間で 115 人の認知症者が鉄道事故で亡くなりいくつかの例では遺族に賠償請求が行われていた (2014 年 1 月 12 日毎日新聞)。

認知症者の鉄道事故に関する考え方

最近の推計では認知症者は全国で 440 万人、そのなかで介護保険を利用している人は 280 万人、そのほぼ半数の 140 万人は在宅で生活していると言われている。認知症では、認知機能障害から 2 次的に様々な行動・心理症状が起き、在宅介護では行動・心理症状への対応が大きな課題となることが多い。なかでも、いわゆる徘徊への対応は苦慮することが多い。上記の例では、24 時間の見守りが必要と考えられるが、在宅で 24 時間の見守りは同居する家族に求められる介護の範囲を超えるものであり、現在の介護保険によって提供されるサービスを利用してもほぼ不可能である。この意味では名古屋地裁の判決は介護の現状にそぐわない内容といえる。

今後の認知症ケアの課題

さきの例を踏まえて認知症ケアの課題を 2 点指摘することができる。1 つは 24 時間の見守りが必要な場合にどのような体制等が可能かという課題である。2015 年から始まる介護保険の第 6 次事業計画を含めて、地域の認知症に対する理解や認識が十分にあれば将来的には一定程度可能になると考えられるが、一朝一夕には整わない。今後、徘徊やそれに伴う事故への対策を社会全体で講じてゆくべきである。2 つ目の課題は認知症者の責任能力をどのように考えればいいのかという点である。現在の成年後見制度では必ずしも十分な対応ができない。法律関係者を含めての議論が必要である。